

社会福祉法人一陽会

居宅介護支援事業所えびすの郷

重要事項説明書

指定居宅介護支援サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人一陽会（以下「事業者」という。）が開設する指定居宅介護支援事業（以下「居宅サービス」という。） 居宅介護支援事業所えびすの郷（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が要介護状態にある契約者に対し、公正・中立かつ適切な居宅サービスを提供することを目的とします。その実施に際しては、契約者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人一陽会
所在地	〒673-0413 兵庫県三木市大塚206番地6
代表者	理事長 服部 哲也
設立年月日	平成23年4月5日
電話番号	0794-82-0300

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	居宅介護支援事業所えびすの郷
指定番号	兵庫県2872301086号
所在地	〒673-0413 兵庫県三木市大塚206番地6
管理者	大上 雅美
開設年月日	平成24年10月1日
電話番号	0794-82-0107
FAX番号	0794-82-0302
メールアドレス	headoffice@ebisunosato.com

サービス提供地域	三木市全域、小野市檜山町、市場町、池尻町、榊町、育が丘、匠台、神戸市西区北山台、富士見が丘、高雄台、神出町広谷、小東野、勝成、古神、五百蔵 その他地域応相談
----------	--

(2) 当法人の併せて実施する事業

種類	事業所名	指定番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームえびすの郷	兵庫県2872301102号
短期入所生活介護	特別養護老人ホームえびすの郷	兵庫県2872301102号
通所介護	デイサービスセンターえびすの郷	兵庫県2872301094号

(3) 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数
管理者（介護支援専門員兼務）	事業所の運営及び業務全般の管理	1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2名以上
事務員（特養兼務）	事務業務	1名

(4) 営業日等

営業日	月曜日から金曜日まで（国民の休日、12/30～1/3を除く）
営業時間	8時30分 ～ 17時30分

*** 営業日・営業時間に関わらず、緊急時には時間外でも電話にて（0794-82-0107）対応します。**

4 居宅介護支援の実施概要

(1) 課題分析およびモニタリングの実施方法

厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じたアセスメント表を使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月1回は契約者の居宅を訪問し、契約者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。

また、契約者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、契約者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回は契約者の居宅を訪問します。

(2) 利用料金等

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則として契約者負担はありません。

5 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

解決責任者：管理者 大上 雅美
担当者：介護支援専門員 大上 雅美
受付時間：月～金曜日 9時00分～17時00分
電話番号：0794-82-0107
また、苦情受付ボックスを1階受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○三木市中央地域包括支援センター 三木市大塚1丁目6番40号 三木市総合保健福祉センター内 電話番号：0794-89-2337 受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）
○三木市役所 健康福祉部介護保険課 三木市上ノ丸10番30号 電話番号：0794-82-2000 受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）
○小野市役所 市民福祉部 高齢介護課 小野市王子町801番 電話番号：0794-63-1509 受付時間：8時45分～17時15分（土日、祝日を除く）
○神戸市西区保健福祉部 健康福祉課 あんしんすこやか係 神戸市西区玉津町小山180-3 電話番号：078-929-0001 受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）
○兵庫県国民健康保険団体連合会 神戸市中央区三宮1丁目9番1-1801号 電話番号：078-332-5601 受付時間：8時45分～17時15分（土日、祝日を除く）

(3) 第三者委員について

第三者委員とは公平中立な立場で苦情を受け付け相談にのっていただける委員で、問題を円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

当事業所の第三者委員は次のとおりです。

高田 緑 氏（学識経験者・社会福祉事業経験者）

公森 忠勝 氏（地域を代表する者）

6 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、契約者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記

のと通りの対応を致します。

① 事故発生 の報告

事故により契約者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、契約者および市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

次の賠償責任保険に加入しています。

- ・ 保険の種類 介護保険・社会福祉事業者総合保険
- ・ 保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

7 緊急時の対応

サービス事業者から契約者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

8 主治の医師及び医療機関等との連絡

契約者の主治の医師及び関係医療機関との間において、契約者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、契約者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① 契約者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、契約者またはご家族等から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9 他機関との各種会議等

- ① 契約者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に行います。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ② 契約者等が参加して実施する会議について、契約者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

10 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得た契約者及び家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

- ② 契約者及び家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において契約者及び家族等の個人情報を用いません。

11 契約者自身によるサービスの選択と同意

- ① 契約者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正に契約者または家族等に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め契約者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、契約者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、契約者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙」の通りです。
 - ・居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、契約者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、契約者またはその家族等の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、契約者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際に契約者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

12 契約者からの解約

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を提出するものとします。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に反した場合
- ② 事業者もしくはサービス事業者が、故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ③ 他の契約者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

13 事業者からの契約解除

以下の事項に該当する場合には、30日以上予告期間をもって本契約を解除させていただきます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 契約者及び家族等が暴言・暴力・ハラスメントを生じた場合

14 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、契約者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

17 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により契約者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、契約者又は代理人に故意又は過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせてい

ただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

年 月 日

居宅介護支援の提供の開始に当たり、契約者及び家族等に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地 兵庫県三木市大塚206番地6
施設名 居宅介護支援事業所えびすの郷

管理者 大上 雅美

説明者 (役職) (氏名)

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援事業について重要事項説明を受け同意しました。

<契約者>

住所

氏名

<家族等>

住所

氏名

電話番号

<代理人>

住所

氏名

電話番号